

生駒市建設工事等入札参加者資格審査要綱

(目的)

第1条 この訓令は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項、同条の5の2及び同条の11第2項の規定に基づき、生駒市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務並びに建設工事の入札に参加しようする者の資格を厳正かつ公正に審査し、その資格を有すると認められる者(以下「有資格業者」という。)について、適正な格付と発注標準を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、生駒市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項を委員会に諮るものとする。

- (1) 入札に参加しようとする者の資格に関すること。
- (2) 有資格業者の格付及び発注標準に関すること。
- (3) 入札参加停止に関すること。
- (4) 生駒市建設工事等入札参加者選定要綱に関すること。
- (5) 指名競争入札における選定基準及び一般競争入札に参加するために必要な資格の設定基準に関すること。
- (6) 優良工事及び優良設計業務等の表彰に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、建設工事に関する入札事務を掌理している市長事務部局の部長をもって充てる。

4 委員は、前項に規定する部長を除き、市長事務部局の部長及び上下水道部長で、別に定める者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 委員会を招集すること。
- (2) 委員会の会務を総理すること。
- (3) 委員会を代表すること。
- (4) 委員会の審査及び協議の結果を市長に報告すること。

2 前項第4号の規定は、委員会の閉会後速やかに行わなければならない。

(副委員長の職務)

第6条 副委員長は、委員長を補佐する。

2 副委員長は、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(委員の職務)

第7条 委員は、議事に従い会務に従事する。

(会議の成立)

第8条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議事)

第9条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員その他の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(持回り委員会)

第11条 第8条の規定にかかわらず、委員長が会議を開くいとまがないと認めたときは、文書を用いて関係委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議事を決するものとする。

(持回り委員会の議事)

第11条の2 持回り委員会の回議に用いる文書は、生駒市行政文書取扱規程の定めるところによる。

2 持回り委員会の議事に対する関係委員の意思表示は、回議に用いる文書への決裁をもって表すものとする。

3 持回り委員会の議事の決定は、第9条を準用するものとする。

(有資格業者)

第12条 次の各号に掲げる者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者で、かつ、市長が定める期間内に所定の様式で入札参加資格の審査申請を行っている者については、入札参加資格を有するものとする。

(1) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5第1項の規定により登録されている者(以下「測量業者」という。)

(2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定により登録されている者(以下「建設コンサルタント業者」という。)

(3) 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定により登録されている者(以下「地質調査業者」という。)

(4) 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定により登録されている者(以下「補償コンサルタント業者」という。)

(5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録されている者(以下「建築設計業者」という。)

(6) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定により登録されている者（以下「不動産鑑定業者」という。）

(7) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定により登録されている者（以下「土地家屋調査士」という。）

(8) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により登録されている者（以下「計量証明事業者」という。）

(9) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）

(10) 前号に該当する者で構成する建設工事共同企業体

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者については、入札参加資格を有しないものとすることができる。

（格付基準）

第13条 建設業者のうち生駒市に事務所を置く土木一式工事業者（以下「市内土木工事業者」という。）の格付は、次に掲げる事項を勘案して等級別に行うものとする。

(1) 建設業法第27条の23第2項の規定による経営に関する客観的事項の総合評定数値（以下「経営審査結果」という。）

(2) 建設業法第3条第1項に規定する許可区分

(3) 生駒市が発注する工事の工事成績

(4) 技術者種別及び技術者数

(5) 入札参加停止の措置

(6) その他委員会が必要と認める事項

2 市内土木工事業者を除く土木一式工事業者、建築一式工事業者及び舗装工事業者の格付は、経営審査結果及び生駒市が発注する工事の工事成績を勘案して

等級別に行うものとする。

(格付)

第14条 前条各項の格付は、委員会の審査結果に基づき、別に定める。

(格付期間等)

第15条 格付は、2年に1回を原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事成績評定結果及び入札参加停止措置について
は、毎年度総評定点に反映させるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、格付された者で、経営状況に変更の生じたもの
は、市長が定める期間内に所定の様式で格付の再審査を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出があった場合は、第13条の規定に基づき、格
付を決定した年度の翌年度に再審査を行うことができる。
- 5 格付の有効期間は、格付を決定した日の翌日から改定又は見直しされる日ま
でとする。

(発注標準)

第16条 有資格業者に対する各等級別の発注対象金額は、委員会の審査結果に基
づき、別に定める。

(入札参加停止)

第17条 入札参加停止措置は、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措
置要領及び生駒市物品・委託業務等入札参加資格者入札参加停止措置要領(以下
「入札参加停止要領」という。)の規定に基づき実施するものとする。ただし、入
札参加停止要領において委員会の議を経て入札参加停止措置が必要とされてい
る要件以外のものについては、原則として委員会の開催による決定及び持回り
委員会を必要としない。この場合において、あらかじめ委員長及び副委員長の
確認を受けなければならない。

(指名競争入札における選定基準)

第18条 委員会は、格付及び発注標準に基づき、指名競争入札における業者選定基準を定めることができる。

(一般競争入札における入札に参加するために必要な資格の設定基準)

第19条 委員会は、格付及び発注標準に基づき、一般競争入札における入札に参加するために必要な資格の設定基準を定めることができる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、建設工事に関する入札事務を分掌している課において処理する。

(その他)

第21条 第4条第4項の規定にかかわらず、人事異動その他の理由により委員に欠員が生じ、かつ委員長が会務を総理するうえで特に必要と認めたときは、委員長は、欠員の期間中にかぎり生駒市職員のうちから委員を指定し補充するものとする。

2 この訓令に定めるものを除くほか、必要な事項は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第4条関係) 委員

委員長	副市長
副委員長	財務部長
委員	経営企画部長
委員	地域活力創生部長
委員	建設部長
委員	都市整備部長
委員	上下水道部長